

平成29年度事業計画書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

第1 平成28年産豆類の主産地北海道における生産事情

平成28年産雑豆類の作付指標面積は、小豆 19,000ha、いんげん 8,630ha（うち金時 6,000ha、手亡 1,800ha）に設定されたが、平成28年産の作付面積は、農林水産省の発表によると小豆は前年に比べ5,700ha減の16,200haであった。また、いんげんは前年に比べ1,610ha減の7,940haで、うち金時は前年に比べ90ha減の6,170ha、手亡は1,520ha減の1,200haであった。

平成28年産の生育については、5月後半は高気圧に覆われ、小豆、金時とも播種作業は順調であった。6～7月は全般に低温・寡照で推移し、連続した降雨のため生育は停滞し、開花期は、小豆で平年より5日遅れ、金時で4日遅れとなった。その後、8～9月は気温は平年並みになったものの、連続した台風による降雨もあり生育の遅れは回復しなかった。小豆では、成熟期は3日遅れ、草丈が平年と比して短く、葉数は少なく、着莢数はやや少なくなり、十勝地方では8月末の台風の影響による被害が大きかった。また金時でも、成熟期は3日遅れ、草丈は平年よりやや短く、葉数は少なく、着莢数は少なかったが、特に、排水不良畑では生育停滞が強かった。収穫は小豆では3日遅れであったが、金時については、9月中旬の降雨で作業が停滞し、収穫期、収穫終ともに6日遅れとなるとともに、品質は、地域によって著しく悪く、収穫期の降雨による色流れ、発芽粒が発生した。

北海道における豆類の生産状況

(単位：ha, kg/10a, t)

区 分	作 付 面 積			収 量		収 穫 量			作付指標面積(注)	
	27年	28年	増減	27年	28年	27年	28年	増減	28年	29年
小 豆	21,900	16,200	△5,700	272	167	59,500	27,100	△32,400	19,000	20,000
いんげん	9,550	7,940	△1,610	260	69	24,800	5,480	△19,300	8,630	9,100
うち金時	6,260	6,170	△90	241	51	15,100	3,150	△11,950	6,000	6,450
うち手亡	2,720	1,200	△1,520	309	133	8,400	1,600	△6,800	1,800	1,800
雑豆合計	31,450	24,140	△7,310	—	—	84,300	32,580	△51,700	28,170	29,550
大 豆	33,900	40,200	6,300	253	205	85,900	82,400	△3,500	35,000	38,870
合 計	65,350	64,340	△1,010	—	—	170,200	114,980	△55,220	63,170	68,420

資料：農林水産省統計部「平成28年産大豆、小豆、いんげん及びらっかせい（乾燥子実）の収穫量」等による。

(注) 作付指標面積の雑豆合計にはえんどうを含む。

平成 28 年産の生産量は、天候不順と台風等による被害により、小豆では、10a 当たり収量が大幅に減少したため、前年比 46%の 27,100t となった。また、いんげんについても、10a 当たり収量が大幅に減少したため、前年比 22%の 5,480t（うち金時は 79%減の 3,150t、手亡は 81%減の 1,600t）と、いずれも前年産に比べ大幅な減収になった。

なお、平成 29 年産雑豆類の作付指標面積は、各作目を取り巻く需給情勢を踏まえ、小豆 20,000ha、いんげん 9,100ha（うち金時 6,450ha）に設定された。

第 2 事業計画の基本方針

我が国経済は、雇用・所得環境が引き続き改善し、景気は緩やかに回復しているとみられるものの、中国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向等が懸念される状況にある。また、EU からのイギリスの離脱に加え、米国においては、本年 1 月に発足したトランプ政権が T P P から離脱し、二国間協定交渉に舵を切っており、世界全体の経済に不透明性が増している。

このような背景の中、小豆、いんげん等の需要は減少ないし横ばい傾向が続いているが、平成 28 年産小豆、いんげんが大幅な減収となったことから需要への影響が懸念される。なお、昨年 11 月に加工食品の原料原産地表示についての検討会の中間とりまとめが公表され、今夏にも改正案作りが進むと見込まれ、今後、豆類製品や小豆等の需要に影響を及ぼすのではないかと思われる。

平成 29 年度においては、これらの動きにも留意しつつ、以下の基本方針に基づいて事業に取り組むこととする。

- 1 当協会の事業目的に即して、良品質な国産豆の安定供給に資する豆類に関する学術の振興（公 1）及び健康に良い豆についての消費啓発を通じた食育の推進（公 2）を実施する。なお、公募事業については、第三者で構成される審査委員会にて選定された採択候補事業及び課題を基に助成事業を実施する。
- 2 当協会事業を実施するために必要な事業費の確保を図ることとし、その一部として平成 25 年度に積み立てた豆類関係学術振興積立資産（特定費用準備資金）を取り崩し、公 1 事業の事業費に充当する。なお、管理費については一層の効率化を図る。
- 3 当協会の財産運用については、償還期の到来、早期償還債券の発生に伴い、従前より保有債券の利回りが低下するなどの状況にあるが、財産の保有目的に即した適切な運用に努める。

第3 事業計画

(公1) 豆類に関する学術の振興

[調査研究]

1 調査研究への助成（公募）

平成28年末に、大学、試験研究機関等の研究者が実施する新需要開発、健康維持・増進などの各分野での調査研究を対象として公募を実施。第三者で構成される審査委員会にて、応募課題の中から選定された「小豆を用いた新規な無塩醤油様調味料の開発」等6課題に助成する。

2 豆類事情調査

国内外における豆類の生産流通消費動向に関する調査を実施することとし、国内については平成28年度に引き続き「餡粒子の消化に関する調査研究」及び「雑豆生産消費動向調査（輸出推進関係）」を実施する。また、海外についてはブラジル等を対象として豆類生産流通事情の調査を実施する。

[試験研究]（公募）

調査研究への助成と同様、公募の結果に基づき助成する。また、前年度等に採択した継続課題に対して助成する。

1 品種改良試験

豆類の品種改良を促進するため、新たに、「菜豆類のダイズシストセンチュウ抵抗性育種素材の探索」、「インゲンマメモザイクウイルス抵抗性と機械収穫適性を持つ俵型大納言小豆品種の育成」及び「小豆茎疫病菌圃場抵抗性DNAマーカー選抜を利用した道央道南地域向け小豆品種開発強化」に助成するとともに、引き続き、「小豆におけるダイズシストセンチュウ抵抗性の選抜強化とDNAマーカーの開発」等の3課題に助成する。

2 病虫害試験

被害が生じ拡散も懸念されている病虫害の防除対策のため、引き続き、「アズキ茎疫病菌のレース分布解明と検定法の改良」に助成する。

3 栽培法試験

豆類の栽培法の改善を図るため、新たに、「能登大納言小豆の生産安定技術の開発」に助成するとともに、引き続き、「丹波大納言の機械化体系栽培における大粒安定多収栽培技術の確立」等の3課題に助成する。

4 機械化試験

豆類生産の機械化による省力化を推進するため、引き続き、「花豆の高品質省力生産に向けた収穫・栽培方法の検討」に助成する。

5 開発試験

豆類の加工、調製過程における新技術を開発するため、新たに、「小豆種皮の紫色色素の品種間差と餡への移行に関する試験」に助成するとともに、引き続き、「近赤外分析法による菜豆品質項目の非破壊一括評価法開発」及び「インゲンマメゾウムシ寄生子実選別用光学選別装置の開発」に助成する。

[技術普及事業]

1 技術普及事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、豆類栽培の優良農家、集団を表彰しその成果を広く紹介する豆類経営改善共励会の開催、作付指標面積に即して良品質豆類の計画的な安定生産を図るための良品質豆類生産安定指導事業等の4事業に助成する。

2 技術普及事業の推進

北海道における豆類生産の安定化のため各種調査や指導を行うとともに、豆類栽培管理技術の高位平準化と計画的な作付けによる生産の安定化を図るため、農業者及び農業関係者を対象に豆作り講習会を開催する。

[豆類生産対策事業]

1 豆類種子対策事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、高品質の豆類生産に大きな役割を果たす優良種子の安定生産と普及を図るため、豆類原原種、原種、種子の増殖事業等の3事業に助成するとともに、北海道における豆類新品種の開発普及事業に助成する。

(公2)豆を通じた食育の推進

[豆類消費啓発事業]

1 豆類消費啓発事業への助成（公募）

公募の結果に基づき助成することとし、豆類・豆料理に関する一般消費者の理解増進、知識啓発等を図るため、「桜餅」誕生300周年記念を取り上げつつ春の和菓子を対象とした消費啓発、豆類関係団体が連携して実施する「豆の日」キャンペーン等に関する事業に助成するとともに、北海道産白小豆・福白金時の消費推進の資するよう、消費者、和菓子製造業者それぞれに対する啓発活動を行う事業に助成する。

2 豆類消費啓発事業への協力支援

(1) 学校豆料理講習会

学校給食における豆料理提供機会の普及・定着を図るため、学校栄養士を対象と

した豆料理講習会及び親子豆料理教室の開催に関する事業に助成する。

(2) 豆類食育推進事業への支援

一般消費者の豆類・豆製品類に関する理解増進、知識啓発等を図るため、豆類・豆製品類に関する消費啓発、調査等に関する事業への支援を行う。

3 豆類消費啓発事業の推進

(1) 豆類消費啓発資料の制作・配布

一般消費者、食品・栄養・調理関係学生等の豆類に関する理解の増進を通じた豆による食育を推進するため、豆類に関する様々な情報を掲載した各種冊子を制作し、利用希望のある大学、専門学校、機関、団体、個人等に配布する。

(2) 豆を使った食育の推進

小学生向け学習読本、指導者向け解説書及び豆標本セットを制作し、利用希望小学校等に配布する。

(3) マスメディアを利用した豆類に関する情報の伝達

一般消費者に豆の栄養等に関する情報を伝達するため、雑誌、新聞への広告記事の出稿、放送メディアに対するパブリシティー活動を活用した豆類利用情報の提供を実施する。

(4) 豆類消費啓発イベントの実施

一般消費者に豆・豆製品類や豆料理に親しんでもらうため、「豆の日」(10月13日)関連イベントを実施する。

また、市販の小豆餡、甘納豆を使用した新たな豆製品のアイデア募集企画についての事業への支援を行う。

[情報資料の提供等]

豆類に関する最近の情報を発信していくため、情報誌の刊行、システムの再構築による協会ホームページの全面改訂、SNSを活用した豆類の消費啓発活動等を実施するとともに、情報収集、資料発行及び資料整備を行う。